

厚生労働省発雇均 0730 第5号

令和6年7月30日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号、第八十六条及び第百三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号、第八十六条及び第百三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数の一部を改正する告示案要綱

第一 事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項の一部改正

一 事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項（以下「指針」となるべき事項」という。）として、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第二十一条第二項の規定による就業に関する条件に係る労働者の意向の確認及び同条第三項の規定による意向の配慮に関する事項を加え、当該事項として次に掲げる事項を定めること。

1 法第二十一条第二項（法第二十三条の三第六項において準用する場合を含む。）の意向の確認のほか、育児休業後の復帰時や労働者から申出があった際等にも、当該労働者の意向を確認することが望ましいこと。

2 法第二十一条第三項（法第二十三条の三第六項において準用する場合を含む。3において同じ。）の意向の配慮については、事業主として労働者の意向の内容を踏まえた検討を行うものであり、当該事業所の状況に応じつつ、例えば、次に掲げる事項について配慮することが考えられること。

(一) 始業及び終業の時刻

(二) 就業の場所

(三) 業務量

(四) 育児休業に関する制度、子の看護等休暇に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、時間外

労働の制限に関する制度、深夜業の制限に関する制度、育児のための所定労働時間の短縮措置、法

第二十三条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置、在宅勤務等の措置又は始業時

刻変更等の措置、法第二十三条の三第一項の規定による措置その他子の養育に関する制度又は措置

の利用期間

(五) その他労働条件

3 法第二十一条第三項の意向の配慮については、次の(一)及び(二)に掲げる場合に応じて、それぞれ(一)及

び(二)に掲げる対応を行うことが望ましいこと。

(一) 労働者の子に障害がある場合や当該子が医療的ケアを必要とする場合であつて、当該労働者が希望するとき 短時間勤務の制度や子の看護等休暇等の利用が可能な期間を延長すること。

(二) 労働者がひとり親家庭の親である場合であつて、当該労働者が希望するとき 子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること。

二 指針となるべき事項として、法第二十三条の三第一項の規定による措置を講ずるに当たつての事項を加え、当該事項として次に掲げる事項を定めること。

1 措置の具体的内容

(一) 法第二十三条の三第一項第二号の在宅勤務等の措置の要件として育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則に定める在宅勤務等の利用日数は、措置を講じていると認められる最低限の日数を規定したものであり、当該日数より高い頻度で利用することができる措置とすることが望ましいこと。

(二) 法第二十三条の三第一項第三号に規定する所定労働時間の短縮措置は、一日の所定労働時間を原

則として六時間とする措置を含むものとした上で、一日の所定労働時間を五時間とする措置又は七時間とする措置、一週間のうち所定労働時間を短縮する曜日を固定する措置、週休三日とする措置等も併せて講ずることが望ましいこと。

(三) 法第二十三条の三第一項第四号に規定する休暇を与えるための措置は、労働者の勤務の状況等が様々であることを踏まえ、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での休暇の取得を認める措置となるように配慮すること。

(四) 法第二十三条の三第三項の規定による労使協定の締結により厚生労働省令で定める一日未満の単位での同条第一項第四号の休暇の取得ができないこととなる「業務の性質又は業務の実施体制に照らして、前項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で第一項第四号に規定する休暇を取得することが困難と認められる業務」とは、例えば、次に掲げるものが該当する場合があること。なお、次に掲げる業務は例示であり、これらの業務以外は困難と認められる業務に該当しないものではなく、また、これらの業務であれば困難と認められる業務に該当するものではないこと。

(1) 国際路線等に就航する航空機において従事する客室乗務員等の業務等であって、所定労働時間

の途中まで又は途中から法第二十三条の三第一項第四号の休暇を取得させることが困難な業務

(2) 長時間の移動を要する遠隔地で行う業務であつて、時間単位の法第二十三条の三第一項第四号

の休暇を取得した後の勤務時間又は取得する前の勤務時間では処理することが困難な業務

(3) 流れ作業方式や交替制勤務による業務であつて、時間単位で法第二十三条の三第一項第四号の

休暇を取得する者を勤務体制に組み込むことによつて業務を遂行することが困難な業務

(五) 法第二十三条の三第三項の規定による労使協定の締結により厚生労働省令で定める一日未満の単

位での休暇の取得ができないこととなつた労働者であつても、半日単位での休暇の取得を認めるところと等制度の弾力的な利用が可能となるように配慮すること。

2 法第二十三条の三第四項の規定により労働組合又は労働者の過半数を代表する者の意見を聴くに当たっては、事業主は、子を養育する労働者からの意見聴取や労働者に対するアンケート調査も併せて行うことが望ましいこと。

3 法第二十三条の三第五項に規定する対象措置を利用する労働者については、当該労働者の家庭や仕事の状況が変化する場合があることを踏まえ、当該労働者が選択した制度が当該労働者にとって適切

であるかを確認すること等を目的として、同項の規定による面談等の実施後においても、定期的に面談等を実施することが望ましいこと。

4 事業主が法第二十三条の三第一項の規定による措置を講ずる際の対応

- (一) 法第二十三条の三第一項の規定による措置を講じようとするときは、職場の実情を適切に反映するため、当該措置を講じようとする事業所の業務の性質、内容等に応じて講ずる措置の組合せを変え等々の措置を講じることが望ましいこと。また、それまでの各制度の事業所における活用状況にも配慮することが望ましいこと。
- (二) 法第二十三条の三第一項の規定による措置を講じようとするときは、例えば三以上の措置を講じることや、講じた措置について多様な内容の措置を設定すること等、可能な限り労働者の選択肢を増やすための工夫をすることが望ましいこと。
- (三) 法第二十三条の三第一項の規定による措置については、例えば短時間勤務の制度を選択した労働者が、当該措置を利用しながら在宅勤務等の措置に準じた措置を利用することができる社内制度とする等、労働者が選択した措置と併せて、当該措置以外の措置を同時に利用することができるもの

とすることが望ましいこと。

(四) 労働者が法第二十三条の三第一項の規定による措置の適用を容易に受けられるようにするため、

あらかじめ、当該措置の対象者の待遇に関する事項を定め、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう配慮すること。

(五) 法第二十三条の三第一項の規定による措置を講ずるに当たっては、労働者が就業しつつその子を

養育することを実質的に容易にする内容のものとすることに配慮すること。

三 指針となるべき事項として、子を養育する労働者に係る定期的な面談等に関する事項を加え、当該事項として、子を養育する労働者については、育児期に当該労働者の仕事と育児の両立に係る状況やキャリア形成に対する考え方等が変化する場合があることを踏まえ、法第二十三条の三第五項の規定による面談等のほか、妊娠・出産等の申出時や育児休業後の復帰時、所定労働時間の短縮措置や同条第一項の規定による措置の利用期間中等においても、定期的に面談等を実施することが望ましいことを定めること。

四 指針となるべき事項として、子を養育する労働者及び家族を介護する労働者に対して措置を講ずるに

当たつての心身の健康への配慮に関する事項を加え、当該事項として、子を養育する労働者及び家族を介護する労働者に対し始業時刻変更等の措置や在宅勤務等の措置を講ずるに当たっては、夜間の勤務や長時間労働等により心身の健康に不調が生じることのないよう、当該労働者について事業主が配慮を行うことや、労働者自身による心身の健康保持を促すことが望ましく、例えば、在宅勤務等の措置において「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」等に沿った適正な労務管理をすること、面談を実施し労働者の健康に関する状況を把握し配慮すること、勤務間インターバル（前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することをいう。）を導入すること等が考えられることを定めること。

第二 その他

- 一 この告示は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から適用すること。
- 二 その他所要の改正を行うこと。